

第2章 真岡市環境基本計画について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成14年6月に「真岡市環境基本条例」を制定し、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めました。そしてその基本理念※1の実現に向けて、平成17年2月に「真岡市環境基本計画（第1次）」を策定し、持続的発展が可能な環境都市づくりを進めてきました。

平成27年度、この環境基本計画の計画期間が満了となることから、環境に関する社会情勢の変化を踏まえ、生物多様性の保全など新たな課題に対応し、環境施策をより一層効果的に推進していくため、「第2次真岡市環境基本計画」を策定しています。また、令和2年度には第2次計画の中間年度であったため見直しを行い、改訂版を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の計画や施策、事業を環境の面から横断的にとらえた総合的な計画として、「市勢発展長期計画」に示されている将来像を、環境面から効果的に推進するための目標や施策の方針を示します。

また、「真岡市都市計画マスタープラン」などの他分野における基本計画に対しても、環境面から連携を図っていくものとし、市の施策は、本計画の基本的な方向に沿って実施していきます。

(3) 計画の期間

「真岡市環境基本計画（第1次）」は、平成17年度から平成27年度までの11年間でした。「第2次真岡市環境基本計画」は、平成28年度から令和7年度を目標年次とする10年間です。

(4) 計画の主体と役割

環境基本計画は、本市の環境保全に関する施策の基本となるものであり、計画を着実に推進するためには、市民、事業者、行政の各主体の協働により進めていく必要があります。各主体は、それぞれの立場において環境保全に努め、環境への負荷を低減するとともに、相互に連携や協力をして環境保全の活動や施策を自主的かつ積極的に行うことが求められます。

(5) 計画の目標と施策

「第2次真岡市環境基本計画 改訂版」は、それを実現するため、次の4つの基本目標を掲げました。

- 1 循環型社会と地球温暖化防止アップ
- 2 自然や文化とのふれあいアップ
- 3 健全な生活環境の中で暮らしアップ
- 4 みんなで考え方行動アップ

そして、基本目標の下に12の基本施策と27の個別施策を展開し、望ましい環境像の実現に取組んでいきます。

第2次真岡市環境基本計画の目標と施策の体系

基本目標	基本施策	個別施策
循環型社会と 地球温暖化防止アップ 【循環型社会と地球環境】	ごみの適正処理	ごみの発生抑制と適正処理
		不法投棄、野外焼却の防止
		環境マナー意識の向上
	資源の循環利用の推進	資源の循環利用の推進
	地球温暖化対策の推進	効率的なエネルギー利用の推進 気候変動適応策の推進
自然や文化 とのふれあいアップ 【自然・文化】	自然環境の保全	森林の保全
		水辺環境の保全
		生態系の保全
		農地の保全
	まちなかの緑の確保と景観形成	公園緑地の整備・保全
		緑化の推進
		景観の形成と保全
	歴史的・文化的遺産の保存	文化財の保護
		歴史・文化の継承と活用
健全な生活環境の中で 暮らしアップ 【生活環境】	大気環境の保全	大気汚染の防止
	水、土壤・地盤環境の保全	水質汚濁の防止
		地下水、土壤の汚染防止
		地盤沈下の防止
	騒音・振動・悪臭の防止	騒音・振動・悪臭対策
	化学物質等への対応	化学物質への対応
		放射性物質への対策
みんなで考え方行動アップ 【学習・協働】	環境教育・環境学習の推進	自然・環境学習関連施設の事業の推進
		環境学習の様々な機会の提供と支援
	環境保全活動の推進	環境保全に関する情報の共有
		各主体の環境保全活動の支援
		協働による環境保全活動の推進

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

毎年度、目標の達成状況を市役所内の環境基本計画推進会議で確認し、「真岡市の環境（真岡市環境基本計画年次報告書）」に掲載します。そして、真岡市環境審議会に報告するとともに、市の広報やホームページにより公表します。環境審議会では計画の進捗状況を点検・評価し、課題や取組方針等について提言をし、市は施策に反映させていきます。

なお、目標の達成状況については、次の4段階で評価しています。

- ◎：目標値を達成したもの
- ：目標値は未達成だが、前年度より改善したもの
- △：目標値は未達成だが、前年度を維持したもの
- ▲：目標値が未達成で、前年度より改善していないもの

3 基本目標に関する持続可能な開発目標（SDGs）

（1）基本目標に関する持続可能な開発目標（SDGs）

第2次真岡市環境基本計画の策定後、地球温暖化をはじめとする気候変動の影響は、私たちの暮らしに直接的な被害を及ぼし、我々人類にとって喫緊の課題となりました。また、平成27年には国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として取り組みが広まっています。

改訂版の策定にあたり、本計画に掲げる施策と「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を認識し、SDGsの17の目標との関連性を示し、世界共通目標の達成に貢献していきます。

●基本目標1 循環型社会と地球温暖化防止アップ

関連する SDGs	基本目標との関連性	
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギーの導入促進による市内のエネルギー効率の改善
 11 住み続けられるまちづくりを	1 1 住み続けられるまちづくりを	ごみ資源の適正処理及び資源循環型社会の推進
 12 つくる責任使う責任	1 2 つくる責任使う責任	ごみの減量化や3R活動による資源の有効利用の促進
 13 気候変動に具体的な対策を	1 3 気候変動に具体的な対策を	省エネの推進による化石燃料消費量の削減を通じた気候変動影響の緩和

●基本目標2 自然や文化とのふれあいアップ

関連する SDGs	基本目標との関連性	
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに	文化芸能等の市民生活への更なる浸透
 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に	自然生態系の保護・回復 河川や地下水などの水資源の環境保全
 11 住み続けられるまちづくりを	1 1 住み続けられるまちづくりを	公園整備や水辺環境等の保全 地域固有の歴史・文化の保護
 15 陸の豊かさも守ろう	1 5 陸の豊かさも守ろう	健全な森林・農地の保全 外来生物の侵入防止

●基本目標3 健全な生活環境の中での暮らしアップ

関連する SDGs	基本目標との関連性	
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を	大気、水、土壤、地下水等の環境監視の継続的な実施
 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に	水と衛生に関わる分野の管理・対策の強化
 11 住み続けられるまちづくりを	1 1 住み続けられるまちづくりを	大気環境や水環境等の生活環境の保全
 12 つくる責任 つかう責任	1 2 つくる責任使う責任	事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進

●基本目標4 みんなで考え方行動アップ

関連する SDGs	基本目標との関連性	
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに	環境行動の推進、人材育成等による環境教育の推進
 12 つくる責任 つかう責任	1 2 つくる責任使う責任	幅広い場における環境教育等の推進による環境に配慮したライフスタイルの促進
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	1 7 パートナーシップで目標を達成しよう	協働取り組みの在り方の検討、環境教育推進等のパートナーシップの構築促進